

お盆休みが終わっても、35度以上の猛暑日が長く続きました。この夏、猛暑が繰り返し発生する要因のひとつに「夏のアジアモンスーン」があります。なぜ、猛暑がぶり返すのか、もう四季でなく 二季？本当にいつ秋になるのか・・・雪は嫌ですが もうそろそろ暑さも落ち着いてほしいものです。

- ・特に18日(月)以降、関東や東海の内陸では38～39度と、40度に迫る体にこたえる危険な暑さ
- ・札幌では今年32日目の真夏日となりました。年間の真夏日日数としては統計開始以来最も多くなりました。
- ・向こう1か月の気温は、全国的に暖かい空気に覆われやすいため高い見込み。
- ・パキスタンでは6月下旬以降、モンスーン期の大雨による水害が各地で相次いでいる。

猛暑となった原因として、ダブル高気圧や日本近海の海面水温が非常に高いこと、さらに温暖化の影響など、さまざまな要因が指摘されています。ただ、これは今年に限ったことではありませんが。この夏はインドやパキスタンで大雨が相次いで発生し、被害が深刻化しています。これらの地域の大雨は「夏のアジアモンスーン」と呼ばれ、今年は非常に活発です。「夏のアジアモンスーン」が活発になると、日本付近で高気圧が強まり、猛暑となることがこれまでの研究でわかっているそうです。猛烈な暑さが繰り返される背景には、巡り巡って、遠く離れた地域の大雨が影響していることがあります。いつもならば「夏のアジアモンスーン」は終わりに近づきますが、今年は平年よりも活発な状態が続く見通しとのこと。この先も残暑が厳しく、本格的な秋の訪れはかなり遅くなるとのことです。聞くだけでへこたれそうですが、10月前半まで、半袖で過ごせるかもしれません。

8/19 アメリカのトランプ大統領は、ウクライナのゼレンスキー大統領やヨーロッパの首脳などとの会合後、みずからのSNSに投稿し、ロシアとウクライナの両首脳による会談に向けて調整を始めたこと明らかにしました。

そして アメリカがロシアとウクライナとの3者会談を早期に開くことを提案したとのこと。9月に 大きな進展がみられるかもしれません。プーチン氏は、ウクライナの領土を獲得したいという願望で一貫しています。一方、トランプ氏は、世界的な平和主義者として行動したいという強い思いを公言しているところ。プーチン氏にとっては、国際舞台での外交的な復活の機会になり、一方で、トランプ氏については、このところロシアに関する発言が揺れており、その狙いを推測するのは難しいとされています。いろいろ批判は多いですが 今プーチン氏に物申せるのは トランプ大統領しかいない気がします。「何故 ロシアは戦争を始めたのでしょうか？」

プーチン氏にとっては、国際舞台での外交的な復活の機会になり、一方で、トランプ氏については、このところロシアに関する発言が揺れており、その狙いを推測するのは難しいとされています。いろいろ批判は多いですが 今プーチン氏に物申せるのは トランプ大統領しかいない気がします。「何故 ロシアは戦争を始めたのでしょうか？」

<AIによる概要>ロシアがウクライナに侵攻した目的は、複数の要因が複合的に絡み合っていますが、大きく分けて、ウクライナの NATO への加盟阻止、そして、ウクライナ東部の親ロシア派勢力支援と領土拡大、そして、旧ソ連圏におけるロシアの影響力維持という点が挙げられます。

1. NATOの東方拡大阻止:NATOの東方拡大、特にウクライナの加盟を自国の安全保障に対する脅威と認識
2. ウクライナ東部の親ロシア派支援と領土拡大:ウクライナ東部の親ロシア派勢力が実効支配する地域の領土拡大
3. 旧ソ連圏におけるロシアの影響力維持:ウクライナが西側諸国に接近することを警戒

これらの目的を達成するために、ロシアは武力による侵攻を開始しましたが、当初の目的を達成できず、現在も戦闘が続いています。仮に一部のウクライナ領の実効支配をロシアに認める条件で停戦が成立すれば、ロシアは一定の「勝利」を収める形となるでしょう。ただ、その場合でも、過去約3年間にわたる侵略戦争でロシアが払った代償は地政学、軍事、経済の全ての面で膨大で、差し引きで言えば大赤字が確実です。ロシアは早期にウクライナを降伏させることに失敗し、軍事大国としての威信に傷が付きしました。また、従来は中立を維持していた隣国フィンランドとスウェーデンの NATO 加盟を招き、露欧間の戦略海域であるバルト海は「NATOの海」と化してしまいました。

ウクライナの抵抗:西側諸国の経済制裁:長期戦への対応: これらの誤算は、ロシアの戦略と計画の甘さ、そしてプーチン大統領の過信が原因であると指摘されています。しかしプーチン氏は負けを認める屈辱は絶対に避けるでしょう。ロシアびいきと言われたトランプ大統領も業を煮やして最後の交渉になるでしょうか？今、世界中が注目しています。

マルジン 9月のカレンダー							<～日々の安全確認を!～>	
日	月	火	水	木	金	土	台風や 集中豪雨で モノレールルートに倒木や 支柱の地盤の緩み などございませんか？ そんな異常を発見されたら お早目に マルジンへご連絡をお願いいたします！	
	1	2	3	4	5	6		
7	8	9	10	11	12	13		
14	15	16	17	18	19	20		
21	22	23	24	25	26	27		
28	29	30						

2025 年 9 月第 334 回は～単軌条運搬機(モノレール)は軌道装置か?～について

先月 他社のモノレールを利用されているお会社の担当者様より お問い合わせがありました。今月で 334 回の「S&U だより」ですが 以前の 165 回あたりの S&U だよりの PDF が欲しいとのことでした。(HP のデータを古いのから削除していますので 10 年以上前のページは見れなくなっています)

何故必要になられたのか? 全容は分かりませんが発信してきたお便りをお渡しすることについては何のこだわりもなく メールでお送りしました。

「労働基準監督署の安全衛生担当官より『モノレールは軌道装置ではない(軌道装置としては取り扱わない)』と決定づけた日時と 場所 参加者名をわかれば教えてほしい」とのご依頼でした。お急ぎでしたので 当社の考え方と モノレール工業協会の見解書についてメールで回答させていただきました。

当社がお話に伺った担当官のお名前 以前の労働省とのやり取りにおける参加者のお名前等は ご本人の了解が取れませんので控えさせていただきました。

【マルジンの見解】

当社が取り扱う単軌条運搬機(傾斜地用モノレール)は、山岳地等における建設機械・資材の運搬を目的として使用され、都市部の交通用モノレールとは構造・用途が異なります。

労働基準監督署から「軌道装置」に該当するか否かについて確認されることがありますが、現時点での一般的な見解と対応の整理を以下にまとめます。

Q1. モノレールは労働安全衛生法第 88 条に基づく「軌道装置」に該当しますか?

A1.

一般的には、単軌条運搬機は構造上「軌道装置」に該当し得るものの、運用上は安衛法第 88 条の届出対象とはされていません(モノレール工業協会の見解、および平成 8 年基発第 170 号通達などを参照)。

ただし、労働基準監督署の現場判断により、例外的に届出を求められることがあります。

Q2. 労働基準監督署から届出を求められた場合はどうすればよいですか?

A2.

モノレール工業協会の見解書や、過去の届出事例を提示し、監督官と丁寧に協議することが望ましいです。必要に応じて、88 条に基づく「計画届(軌道装置 事前審査書)」を提出しても差し支えありません。

Q3. お客様から照会があった場合の対応は?

A3.

協会の見解書・当社の届出事例を添付の上、監督署とのやり取りにおける参考資料として提供し、現場での安全管理にご留意いただくよう説明してください

より安全を重視される担当官であれば 軌道装置としての安全基準に準拠すると言われることもあります。当社も何回か提出させていただきました。監督署によって様式が多少違うかもしれませんが以前提出した書類で良ければ テンプレートはございます。88 条に基づく「計画届(軌道装置 事前審査書)」です。以下のような届です。

記 載 事 項	添付書類
(1) 使用目的	施工計画書
(2) 軌道の長さ	施工計画書
(3) 最小曲線半径、最急勾配	施工計画書
(4) 軌間、単線複線の別、軌条の重量	施工計画書
(5) 橋梁、栈橋の長さ、幅及び構造	
(6) 逸走防止装置	写真、図面
(1) 車両と側壁との間隔	
(2) 車両搭乗者の接触予防装置	
(1) 動力車の種類、数、形式、自重、けん引力及び主要寸法	カタログ
(2) 動力車のブレーキの種類及び作用	カタログ
(3) 人車の設備の概要	カタログ
(4) 斜道で用いる巻上げ装置(インクライン)の構造	
(5) 巻上げ装置のブレーキ	
(6) 非常停止装置の構造、機能	カタログ
(7) 脱線防止装置(護輪軌条等)	図面
(8) 最大運転速度	仕様書
(9) 信号、警報及び照明設備の状況	図面

【モノレール工業協会の見解】としては

結論：不要

根拠：単軌条運搬機は構造上、労働安全衛生規則第 2 編第 2 章第 3 節の軌道装置には同節は適用しない事とされているため

参考：労働安全衛生法の改正に向けた法学的視点からの調査研究(令和 3(2021)年度)

<https://mhlw-grants.niph.go.jp/project/158893>

分担研究報告書 労働安全衛生法第 4 章第 26 条～27 条の逐条解説 P.678-679 報告書執筆者：労働基準監督官 森山誠也 様

https://mhlw-grants.niph.go.jp/system/files/report_pdf/202201015A-buntan6.pdf

です。「設置届」も提出すれば 安全に対するより厳格な行動につながるでしょうし、使用者の「運転講習」を必須とする事など ルールを守り不安全行動を減らしていけるものと考えます。